

## 令和8年度 西脇市立西脇中学校部活動（運動部・文化部）方針

### 1 部活動の意義

西脇中学校部活動は、スポーツや文化・芸術等に関する活動を通して、責任感や連帯感等豊かな心の育成、技能の向上、体力・健康の増進といった、学校教育が生徒に期待する資質・能力が育まれるよう、学校教育の一貫として実施するものである。自己の目標達成・自己実現に向け努力することの大切さを実感させたい。また、生徒が異年齢生徒や、教員・外部指導員・保護者等様々な人々との交流を通して、コミュニケーション能力や、礼儀・マナー等の社会道徳を身に付けることを目指す。

### 2 部活動のあり方

本校部活動は、西脇市中学校運動部活動ガイドライン（平成30年9月策定）及び西脇市中学校文化部活動ガイドライン（平成31年3月策定）に則り実施する。心身ともに成長著しい中学生時期であることを鑑みた指導を計画的に行う。また、体罰や暴言、ハラスメントを根絶した指導を行う。

### 3 指導体制

部活動の指導に当たっては、部活動が学校教育の一環であることや、各教員が担当する校務や会議・出張への対応等を踏まえ、可能な限り複数顧問体制・複数見守り体制を構築し、生徒の安全・安心な活動を堅持する。

#### (1) 活動計画の周知・実績の把握

顧問は、年間及び毎月の活動計画表を作成し、生徒・保護者・管理職に周知する。また管理職は、活動実績を把握し、必要があれば是正・指導を行う。

#### (2) 休養日（長期休業中・定期試験時・学校閉庁 等）

① 学期中は、週当たり2日以上休養日を設定する。長期休業中も、学期中に準じる。（平日及び休業日にそれぞれ1日以上休養日を設定）本校の場合、原則水曜日を「ノー部活デー」に設定する。ノー部活デーは、朝練習も含め、活動をしない日とする。

② 大会等により、やむを得ず土日等の休業日に休養日を設定できない場合は、休業日を他の日に振り替えを行い、週当たり2日以上休養日は確保する。

③ 原則として、中間考査前3日間、期末考査前3日間は、部活動停止期間とする。但し、定期考査（中間・期末）後の1週間以内に、公式な（中体連主催等）大会やコンクールがある場合は、学校長の許可を得、保護者に周知した上で活動を行うことができる。その場合は、最低人数で1時間程度の練習・活動内容とする。）

④ 夏季休業中学校閉庁日 [8月13日（木）～8月15日（土）]は活動を行わない。

⑤ 年末学校閉庁日 [12月29日（火）～1月3日（日）]は活動を行わない。

⑥ 西中安全の日は、朝練をしない。

#### (3) 活動時間

学期中は、1日2時間程度、土日等の休養日は1日3時間程度とする。練習試合や大会等により、実質活動時間が3時間を越える場合は、事前に管理職に承認を得た上で保護者に周知する。

#### (4) 練習中の怪我等

日本スポーツ振興センター災害共済給付制度により対応する。

#### (5) 朝練習

朝練習については、生徒の健康管理、運動効果等を考慮・判断し実施するものとする。実施する

場合は、登校許可時刻を守り、30分程度の活動とする。但し、顧問が不在の場合、安全を考慮し、練習は原則禁止する。(登校許可時刻・・・7:20～)

#### (6) 大会・コンクール等への参加

大会・コンクール等への参加・出場のため、校外に移動する場合は、自転車による移動を除き原則として公共交通機関を利用する。教員の自家用車での送迎は原則行わない。ただし、公共交通の便数の問題等で公共交通機関の利用が難しい場合も多くあり、その場合は、保護者に送迎を依頼する。保護者送迎中の事故による生徒の怪我等については、あらかじめ市教委に提出している校外教育活動承認願(届)をもとに、西脇市教育委員会が加入している傷害保険により対応する。送迎中の生徒、保護者の安全確保に最大の配慮を行う。

#### (7) 下校時間

日の入り30分前を下校時間として設定する。各月の設定については次のとおりとする。

ただし、日の入りが遅い夏場においても、17時30分を最終下校時刻とする。

4月：17時30分      9月：17時30分      1月：17時00分

5月：17時30分      10月：17時30分      2月：17時15分  
(下旬：17時15分)

6月：17時30分      11月：17時00分      3月：17時30分  
(下旬：16時45分)

7月：17時30分      12月：16時45分

## 4 部活動運営経費

- (1) 学校集金(部活動費) 月額 100円 (※令和8年度から減額 200円→100円)

本校が設置する部活動の運営に係る経費(練習用具購入費、大会参加費、中体連登録費等)の一部に充当する。

- (2) 上記以外の経費を集金する場合(ユニフォーム・シューズ等の個人持ちの用具購入、部独自の運営経費等)は、保護者に周知し承認を得ることとする。

- (3) 新人戦・総体(中体連主催)に市の代表として参加する場合、移動に係る交通費の一部が、市教委の規定に依り補助される。

- (4) 部活動会計については、会計簿(会計資料)を作成し、顧問は保護者に対し説明責任が果たせるよう努める。

## 5 設置部活動

- |          |              |                |
|----------|--------------|----------------|
| ・軟式野球部   | ・バレーボール部(男子) | ・ソフトテニス部(男女)   |
| ・卓球部(男女) | ・陸上競技部(男女)   | ・バスケットボール部(女子) |
| ・剣道部(女子) | ・吹奏楽部        | ・美術部           |
|          |              | ・ベンチャー部        |

## 6 その他

校外クラブチームに所属・活動する場合の、本校部活動への入部については、個別の協議とする。

令和10年夏の大会をもって学校部活動は終了を予定している。今後各種目適宜、地域クラブへの移行を目指す。